

中小企業持続経営支援補助金 (ステップアップ枠) ご案内

～経営改善などに繋がる取組（事業）を支援します～

京都府と笠置町商工会では、厳しい経営環境にある、中小企業の方々や商店街団体を対象とした「中小企業持続経営支援補助金（ステップアップ枠）」により、事業計画に基づく、経営改善等に繋がる取組に対する経費を支援しています。

【申請受付期間】

令和7年5月26日（月）から令和7年6月30日（月）まで

【申請書の提出先】

中小企業等、商店街団体：中小企業応援隊員を経由して笠置町商工会へ提出

【申請要件】

笠置町商工会の中小企業応援隊員の支援を受けている中小企業等及び商店街団体

【問合せ先】

笠置町商工会

＜連絡先＞ 0743-95-2159

1 笠置町内に事業所(団体)等を有する下記の中小企業等及び商店街団体が対象

(1) 中小企業等

〔中小企業の範囲〕

業 種	常時使用する従業員の数	資本金の額又は出資の総額
製造業・その他の業種	300人以下	3億円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下

※ 一部対象とならない業種もありますので、お問い合わせください。

(2) 小規模企業

〔小規模企業の範囲〕

業 種	常時使用する従業員の数
製造業・その他の業種	20人以下
卸売業	5人以下
小売業	5人以下
サービス業	5人以下

※ 一部対象とならない業種もありますので、お問い合わせください。

(3) 商店街団体

〔商店街団体の範囲〕

商店街振興組合、商店街及び小売市場における事業協同組合、商店街振興組合に準ずる活動を行っている任意団体、共同出資会社、特定会社、複数の団体を中心となって商店街等の活性化を目指すために事業活動を行っている事業実行委員会

※ 詳細はお問い合わせください。

2 交付決定後から8年1月15日までの間に実施する、事業計画に基づく、中企業等の経営改善に繋がる工夫を凝らした取組(事業)又は商店街団体の集客向上に繋がる取組(事業)などが対象

(受付期間に係る事業実施期間の範囲)

項目	開始	終了
受付期間	7年 5月26日	7年 6月30日
事業実施期間	交付決定後	8年 1月15日
実績報告書提出期間	事業終了から14日以内	

【対象外】

- ・ 当取組(事業)の交付決定前に終了した取組(事業)
- ・ 同一取組(事業)について、国や府等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合

3 補助金については次のとおり

項 目	対 象		補助率	補助上限
(1) 経営改善型	中 小 企 業 等	小規模企業※	3分の2	200,000円
		中小企業(小規模企業除く)※	2分の1	300,000円
		中小企業を構成員とする団体等※	3分の2	200,000円
	商店街団体		3分の2	200,000円
(2) 起業支援型	創業予定者、中小企業等		3分の2	200,000円

※ 別途専門家派遣も可能

【補助対象経費の具体例】

中小企業応援隊の伴走支援により、経営安定と成長に向けて、事業計画に基づき中小企業等が実施する業務改善等やイノベーションに繋がる工夫を凝らした取組、商店街団体が実施する売上向上を目指す取組を支援するもの

- ◆ 経営改善計画遂行に向けた取組、商品の販売促進の取組に係る経費など
 - ・ 展示会出店費用、ブース造作料
 - ・ のぼり旗等の作成経費
 - ・ 新聞折込み、チラシ作成、ホームページ作成に係る経費
 - ・ 新聞、広報誌等掲載に係る経費
 - ・ プレミアム商品券の印刷経費
 - ・ 集客増加を目指す事務所等の修繕経費・備品等の購入経費
- ◆ 省エネルギー対策等のコストダウン対策に関する経費
 - ・ 作業効率を大幅に向上させる機器導入や省エネ効果のある機器等への更新など
- ◆ 固定客を生み出すような商店街の実施するイベント経費など
 - ・ 売り出し等チラシ、イベントなどの粗品に係る経費
- ◆ サイバーセキュリティ対策に関する経費
 - ・ ウイルス対策ソフトの導入経費など
- ◆ その他、事業趣旨に合致した取組で、中小企業応援隊が必要と判断したもの

※ 補助対象は、申請取組（事業）の実施に必要な経費で、交付決定日以降に請求・支払い行為が発生したものが対象です。交付決定の日以前に着手（発注や契約行為を含む。）した取組（事業）については「事前着手届」の提出が必要です。「事前着手届」提出の取組（事業）であっても、交付決定日以降の支払いが対象となります。

※ 人件費、借入れに伴う支払い利息、公租公課（消費税など）、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、振込手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、その他公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる費用は対象外とします。

また、パソコンやタブレットなど、汎用性があり、補助目的以外にも使用できる物品についても、原則、補助対象外としますが、業務改善につながる取組など補助事業の趣旨に沿った取組に限定して使用し、かつ中小企業応援隊において限定して使用することが確認できるものであれば、例外的に補助対象とします。

※ 補助金交付の目的に従って、誠実に補助事業を行ってください。